

○名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（令和2年5月28日規則第1号）

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に基づき任用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び法第22条の2第1項に基づき任用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（他の規則の準用規定）

第2条 この規則の施行に関しては、名寄市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年名寄市規則第25号）を準用する。この場合において「名寄市」とあるのは「名寄地区衛生施設事務組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（年次有給休暇の特例）

第3条 前条において準用する規則第13条第4項の規定において、名寄地区衛生施設事務組合の職員、非常勤職員又は臨時的任用職員だった者で引き続き会計年度任用職員となる者については、適用除外とする。

附 則（令和2年5月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

